

下級裁判所事務処理規則第 19 条の規定に基づき、下記のとおり応急の措置を講ずる。

令和 8 年 3 月 31 日

さいたま家庭裁判所長

記

さいたま家庭裁判所の令和 8 年度における裁判官の配置及び裁判事務の分配等に関する規程（令和 7 年さいたま家庭裁判所規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別紙第 3 を別紙のように改める。

附 則

この応急の措置は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙第3)

さいたま家庭裁判所川越支部

1 裁判官の配置

判 事 (支部長)	男 澤 聡 子
判 事	武 田 美和子
判 事	本 間 敏 広
判 事	茂 木 典 子
判 事	片 岡 理 知
判 事	西 村 真 人
判 事	南 部 潤一郎
判 事	高 橋 玄
判 事	酒 井 絢 子
判 事	那 智 久美子
判事補 (特)	大 井 友 貴
判事補 (特)	柏 木 桃 子
判事補	東 影 将 希
判事補	関 和 寛 史
判事補	畑 中 胡 春

2 裁判事務の分配

事 務	分配率	担当裁判官
人事訴訟事件 (これに付随する事件を含む。)		
(ア) 訴訟事件及びこれに付随する事件 (イ) の事件を除く。)	2分の1 2分の1	茂 木 典 子 高 橋 玄
(イ) 提訴前の証拠収集処分、証拠保全事 件、保全命令事件、保全異議、その他 の事件		男 澤 聡 子 本 間 敏 広 茂 木 典 子 高 橋 玄 関 和 寛 史
家事事件 (保全及び執行事件を含む。)		
(ア) 審判事件		
a 家事法別表第1の財産管理、子 の氏の変更許可、相続放棄の申述 受理、遺言書の検認事件		本 間 敏 広
b 家事法別表第1の後見等開始、 任意後見監督人選任、後見等監督 処分事件	4分の1 4分の2 4分の1	男 澤 聡 子 本 間 敏 広 高 橋 玄
c 家事法別表第1のその他の事件	3分の1 3分の1	男 澤 聡 子 本 間 敏 広

		3分の1	高橋 玄
	d 家事法別表第2の事件		高橋 玄
(イ) 調停事件 (調停から移行した審判事件を含む。)		10分の3	男 澤 聡 子
		10分の3	本 間 敏 広
		10分の3	茂 木 典 子
		10分の1	高 橋 玄
(ウ) その他の事件 (履行勧告事件、履行命令事件を除く。)		4分の1	男 澤 聡 子
		4分の1	本 間 敏 広
		4分の1	茂 木 典 子
		4分の1	高 橋 玄
(エ) 履行勧告事件、履行命令事件			男 澤 聡 子
少年事件			
(ア) 身柄事件（在宅事件として受理し、その後の身柄事件となった事件を除く。）		10分の2	片岡 理 知
		10分の3	酒井 絢 子
(イ) 在宅事件		10分の5	関 和 寛 史
		10分の1	片岡 理 知
		10分の1	酒井 絢 子
(ウ) 自動車運転過失致死傷、危険運転致死傷、交通事故にかかる（重）過失致死傷、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反、道路交通法違反、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反及び窃盗各保護事件にかかる集団審判事件		10分の8	関 和 寛 史
		2分の1	酒井 絢 子
		2分の1	関 和 寛 史
(エ) 未特例判事補担当事件のうち少年法20条事件及び62条事件			片岡 理 知
(オ) その他の事件（観護措置を含む。）			男 澤 聡 子 武 田 美和子 本 間 敏 広 茂 木 典 子 片岡 理 知 西 村 真 人 南 部 潤一郎 高 橋 玄 酒井 絢 子 那 智 久美子

			東 影 将 希 関 和 寛 史
合議事件			
(ア) 家事事件（飯能出張所の裁判官に対する除斥及び忌避申立事件を含む。）及び訴訟事件		男 澤 聡 子 本 間 敏 広 茂 木 典 子 高 橋 玄 関 和 寛 史	
(イ) 少年事件		男 澤 聡 子 本 間 敏 広 茂 木 典 子 片 岡 理 知 高 橋 玄 酒 井 絢 子 東 影 将 希 関 和 寛 史	
(ウ) その他の事件		男 澤 聡 子 武 田 美和子 本 間 敏 広 茂 木 典 子 片 岡 理 知 西 村 真 人 南 部 潤一郎 高 橋 玄 酒 井 絢 子 那 智 久美子 東 影 将 希 関 和 寛 史	

ア 担当裁判官に対する事件の分配は、上記の比率に従い受理の順序による。

調停不成立により審判に移行した事件及び審判を調停に付した事件は、従前の事件を担当した裁判官の担当とする。

複数の担当裁判官が定められ、分配率の定めがない事件の分配は、担当裁判官の協議により定める。

イ 差戻事件は、アに従い原裁判をした裁判官以外の裁判官に分配する。

ウ 執務時間外における観護措置については、別紙第1の3のエによる。

エ 担当裁判官に対する事件の分配順序は上記を原則とするほか、裁判官の協議により変更することができる。

### 3 裁判事務の代理順序

担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判事務は、川越支部の他の裁判官

が川越支部においてあらかじめ定める順序により代理し、その代理によることができないとき又は困難であるときは、所長の定めるところにより、さいたま家庭裁判所（本庁）の裁判官（所長を除く。）が代理する。

係属中の少年事件について、執務時間外に観護措置の必要が生じた場合であつて、担当する裁判官に差し支えのあるときは、前文の規定にかかわらず、毎月あらかじめ所長が定める当番表により、所長を除く全裁判官及びさいたま地方裁判所裁判官であつてさいたま家庭裁判所裁判官を兼務する者がこれを代理する。

## 4 開廷日割

	月	火	水	木	金
男澤			家事調停	家事審判	家事調停
本間	家事調停	家事審判	家事調停	家事審判	
茂木	家事審判	家事調停	人事訴訟		家事調停
片岡	少年審判	少年審判		少年審判	
高橋		家事調停		家事審判	人事訴訟
酒井	少年審判	少年審判		少年審判	少年審判
関和	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判	少年審判